

平成 22 年

第 3 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 22 年 8 月 25 日開会

柳泉園組合議会

平成22年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 2
・議案第9号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 5
・議案第10号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 7
・平成22年度柳泉園組合行政視察の実施について	3 9
○閉 会	4 1

平成22年第3回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成22年8月25日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第8号 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 6 議案第9号 柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 7 議案第10号 平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算
- 8 平成22年度柳泉園組合行政視察の実施について

1 出席議員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小山 慣 一 | 2番 沢 田 孝 康 |
| 3番 上 田 芳 裕 | 4番 板 垣 洋 子 |
| 5番 保 谷 清 子 | 6番 鈴 木 久 幸 |
| 7番 森 田 正 英 | 8番 原 まさ子 |
| 9番 西 上 ただし | |

2 関係者の出席

- | | |
|---------|---------|
| 管 理 者 | 馬 場 一 彦 |
| 副 管 理 者 | 星 野 繁 |
| 副 管 理 者 | 坂 口 光 治 |
| 助 役 | 森 田 浩 |
| 会計管理者 | 坂 東 正 樹 |

東久留米市環境部長	橋 爪 和 彦
清瀬市市民生活部長	金 子 宗 助
西東京市みどり環境部長	金 谷 正 夫

3 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	中 村 清
技術課長	涌 井 敬 太
技術課主幹	大 場 俊 美
資源推進課長	佐 藤 元 昭
施設管理課長補佐	千 葉 善 一
技術課長補佐	鳥 居 茂 昭
書記	浜 野 和 也
書記	濱 田 伸 陽
書記	上 里 直 樹

午前 9時58分 開会

○議長（森田正英） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成22年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

○議長（森田正英） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、8月18日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります沢田孝康議員に報告を求めます。

○2番（沢田孝康） それでは、御報告を申し上げます。

去る8月18日（水曜日）、代表者会議が開催され、平成22年第3回柳泉園組合議会定例会について協議をしておりますので、御報告申し上げます。

平成22年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、本日8月25日、1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行います。行政報告につきましては、報告終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第8号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、「日程第6、議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、「日程第7、議案第10号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

最後に、「日程第8、平成22年度柳泉園組合行政視察の実施について」を事務局より説明を受け、予定期日をもって行政視察を行いたいと思います。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第3回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） ありがとうございます。

報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（森田正英） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第8番、原まさ子議員、第9番、西上ただし議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（森田正英） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（馬場一彦） ただいま議長のお許しをいただきましたので、本日、平成22年柳泉園組合議会第3回定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

各市とも第3回定例会の開催を間近に控えまして、お忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げるものです。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、5月から7月までの主な事務事業について御報告申し上げます。

また、本日御提案申し上げます議案は3件でございます。御審議を賜りますようお願い申し上げます。

また、平成22年度柳泉園組合行政視察の日程及び視察場所につきまして、事務局より御説明させていただきます。当日は、ぜひ御出席賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第3回定例会の開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） ありがとうございます。

○議長（森田正英） 続いて、「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成22年5月から平成22年7月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、（1）事務の状況でございますが、周辺自治会定期協議会を、東久留米市においては5月11日に、東村山市においては12日にそれぞれ開催し、平成21年度における組合の施設管理運営の状況、小金井市のごみ処理の状況及び東村山市秋水園の延命化工事に伴います広域支援要請等について御報告を申し上げるとともに、御理解をお願いしたところでございます。

また、5月14日に関係市で構成する事務連絡協議会、17日に管理者会議を開催し、平成22年第2回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。

6月1日には柳泉園組合情報公開審査会を開催し、委員の任期満了に伴いまして、新た

な委員への委嘱状の交付を行うとともに、会長及び副会長を互選により選出いたしました。

また、6月21日に管理者会議及び事務連絡協議会を各市持ち回りで開催いたしました。内容でございますが、6月18日付で多摩地域ごみ処理広域支援要綱に基づき、多摩地域ごみ処理広域支援第2ブロック代表より、多摩川衛生組合への支援要請がございましたので、その対応について協議するため開催したものでございます。

さらに、7月7日に東久留米市、東村山市合同の周辺自治会臨時協議会を開催し、多摩川衛生組合への広域支援要請に至った経過等について御報告させていただき、御理解をお願いしたところでございます。

次に、(2)多摩川衛生組合のごみの受入れについての具体的な事項でございます。今回の支援の根拠は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条第1号に定める緊急事態、不慮の事故等による支援の規定に基づき実施するものでございます。6月30日に委託契約を締結し、7月1日より受け入れを開始いたしました。当初の計画では、8月31日までの44日間、4,000トン以内の受け入れを予定しておりましたが、8月から施設の稼働が可能となるとの報告を受けましたので、支援の実績といたしましては、7月30日までの22日間で、1,635トン20キログラムの受け入れを行いました。

なお、受入単価は1トン当たり4万9,000円でございます。

続きまして、2ページの2の見学者についてでございますが、今期は26件、1,506人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が19件、1,442人でございます。

次に、3のホームページについてでございます。表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4のごみ処理手数料の徴収状況でございます。表3に記載のとおりでございます。

なお、今回の行政報告から、各表の合計欄の下に昨年同期の数値を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において、5月27日及び7月27日に例月出納検査が行われております。

次に、6の契約の状況につきましては、今期は5件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、表4-1に記載のとおり1万8,928トンで、これは昨年同期と比較いたしまして791トン、4.0%の減少となっております。

なお、先ほど御報告させていただきましたが、7月に多摩川衛生組合から1,635トンのごみの受け入れを行っておりますが、前年同期との比較表の中にはこの数値は算入されておられません。

内訳でございますが、可燃ごみにつきましては、4ページの表4-2のとおり1万7,059トンで、これは昨年同期と比較いたしまして754トン、4.2%の減少でございます。不燃ごみにつきましては、表4-3のとおり、1,777トンで、昨年同期と比較しまして35トン、2.0%の増、また、粗大ごみ処理施設につきましては、5ページの表4-4のとおり92トンで、昨年同期と比較しまして72トン、43.8%の減少となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、5ページの表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページを御参照いただきたいと思っております。表5-1及び表5-2につきましては、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。蛍光管、乾電池等、昨年同期とほぼ同様の搬入となっております。

続きまして、7ページを御参照いただきたいと思っております。表5-3につきましては、動物死体の搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、8ページでございますが、表6は缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,167トンで、昨年同期と比較しまして41トン、1.9%の増加となっております。

次に、2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、5月に2号炉の定期点検整備補修を実施し、7月に完了してございます。6月には排気復水ポンプの2台のうち1台が不良、もう1台にも異音が発生したため、6月28日から1炉運転として、発電も停止いたしました。また、29日には、直接柳泉園に落雷があったわけではございませんが、落雷の影響で東京電力側で停電が起きたため、稼働していましたが1炉の運転も停止いたしました。

この影響で、6月30日に厚生施設への蒸気供給を停止いたしております。

なお、同日、排気復水ポンプの仮補修を行いましたので、停止していましたが2炉の稼働は行われております。

これに伴いまして、7月1日には、停止していましたが蒸気の供給を開始し、翌2日には発電も再開いたしております。また、排気復水ポンプにつきましては、7月28日に交換補修を実施しまして、現在は順調に稼働しております。

続きまして、9ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は2万290トンで、昨年同期と比較しまして914トン、4.7%増加しておりますが、この主な要因は、多摩川衛生組合のごみの受け入れにより焼却いたしましたものでございます。

続きまして、10ページを御参照いただきたいと思っております。表8から表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、11ページ、(2)不燃、粗大ごみ処理施設の稼働状況でございます。記載のとおり、5月に小型破砕機修理、6月にバグフィルター清掃を実施し、施設は順調に稼働しております。

次に、表11の粗大ごみ処理施設処理状況であります。不燃・粗大ごみの処理量は1,869トンで、昨年同期と比較しまして37トン、1.9%の減少となっております。

続きまして、12ページ、(3)リサイクルセンターにつきましては、7月に井水加圧ポンプ交換修理、カレット搬送コンベアベルト修理を実施しており、現在、施設は順調に稼働しております。

次に、表12のリサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は2,167トンで、昨年同期と比較いたしまして41トン、1.9%の増加となっております。

続きまして、13ページ、3の最終処分場への搬出でございますが、引き続き、東京たま広域資源循環組合、エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,246トンで、これは昨年同期と比較しまして80トン、3.7%の増加となっております。

なお、多摩川衛生組合の可燃ごみ焼却に伴います焼却残渣を含めました総搬出量は2,450トンとなります。搬出状況は表13に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物の再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物・屑ガラス等につきましては、埋立処分をせ

ずに、RPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、表14に記載のとおりでございます。

続きまして、14ページ、し尿処理施設関係をごらんいただきたいと思います。今期のし尿の総搬入量は422キロリットルと、昨年同期と比較しまして54キロリットル、11.5%の減少となっております。表15-1から表15-4に搬入状況の詳細を記載してございます。

次に、15ページ、2の施設の稼働状況であります。今期は5月に旧脱臭塔解体撤去工事、7月に活性炭交換及び貯留槽清掃を実施しており、現在、施設は順調に稼働しております。

次に、表16は、し尿処理施設における下水道放流水測定結果でありまして、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、16ページの施設管理関係でございます。各厚生施設等の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場におきましては28.3%の増、テニスコートは8.6%増、室内プール32.0%の増、浴場施設0.3%の増と、それぞれ増となっております。詳細につきましては、表17-1、表17-2に記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては、17ページの表18に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございます。先ほど柳泉園クリーンポートの状況で報告させていただきましたが、蒸気供給が停止されたため、6月30日の1日間、施設の臨時休業を行いました。室内プール及び浴場施設の水質測定結果につきましては、表19及び18ページの表20に記載のとおりであります。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

最後に、1点報告させていただきたいと思いますが、アルミ缶の売り払い代金未収のその後の経過等についてでございます。組合といたしましては、顧問弁護士との協議をさせていただきながら、現状において、でき得る限りの対応をしておるわけですが、結果として成果は得られておりません。

前回の議会で、銀行債権の差し押さえをしたい旨の報告等もさせていただき、7月下旬に取引銀行を想定いたしまして、預金債権の差し押さえのための預金額等の調査を実施いたしましたが、さしたる成果はございませんでした。

しかし、昨日、裁判の被告でありますエル企画の代表者が来庁されまして、今までの会

社の対応、また経過等について、私たちとお話しさせていただきました。それによると、ある状況によりまして、裁判の被告である代表者でございますが、自分は現在は代表者ではないと。代表者は変更になっておりますということでございます。さらには、現在の代表者から、さらに次の代表者に変更する手続を現在行っているということでございます。したがって、裁判をしたときの代表者から現在は2人目の代表者になっておりますが、その2人目の代表者の変更、3人目の代表者にすべく、今、手続を行っているということをお話ししておりました。

したがって、昨日お見えになりましたが、現在は代表者でも何でもございませんで、私どもといたしましては、決定権を持つ代表者が決定次第、協議を行いたい旨のお話をさせていただき、直ちに、決定次第、来庁していただくよう、依頼をしたところでございます。

いずれにいたしましても、組合といたしましては、裁判の判決に従いまして、債権の回収に向け、一層の努力をしていくことが求められておりますので、それに向かって努力していきたいと考えております。

また、前回の第2回定例会におきまして、「東村山市との広域化問題の経緯」及び「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱（新旧対照表）」についての資料要求がございましたが、今議会に提出させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、少し長くなりましたが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番（上田芳裕） 1点だけ少し確認をさせていただきます。

今、最後に報告がありました、いわゆるアルミ缶売り払い代金に伴う代表権の継承の問題でありますけれども、これは債権・債務とも引き継がれるということを確認しているかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○資源推進課長（佐藤元昭） 今回の裁判は対個人の裁判ではありません。エル企画に対する裁判ですので、代表が変わりましても、エル企画がある限り、エル企画のほうに今後も交渉していく予定でございます。

○3番（上田芳裕） それは弁護士を通じて少し確認しておいたほうがいいと思いますよ。当然そうなるであろうという想定でやってきたときに、思わぬ事態が発生しないとも限ら

ないので。社会常識から考えれば、当然そうであろうと。債権も債務も引き継がれるから、代表権が継承されれば、当然次の代表の権限を持っている人にすべてそれが継承されるというのが普通の一般的な常識でしょうけれども、それは少し確認しておいたほうがいいと思います。

○4番（板垣洋子） この件についてですけれども、代表者がかわって、今度2人目ということですが、そのようなことが事前に把握できないということが少し不思議なんですけど、そのあたりをもう少し丁寧に御説明をお願いいたします。

それから、8ページのポンプの異音のことでしたけれども、補修費等々をもう少し詳しく教えてください。

それから、契約関係なんですけれども、し尿処理施設定期点検整備補修なんですけど、これは4社が辞退となっています。昨年も同じように、やはりクリタス以外が辞退という形で指名競争で入札が決定しているんですけど、このあたり、その前とか、し尿処理施設の補修の入札の現状ですね、これまでの。ずっとこのような事態が続いているにもかかわらず、指名競争でやっているというところをもう少し御説明をお願いいたします。

それから、昨年の第3回定例会の中で、クリーンポートの定期点検の補修で、議案で、2億500万円以上の経費をかけて補修・点検をやったと思うんですけども、さらにまた、今回もクリーンポートのところで630万円ぐらいの契約をするようになっています。これもやはり、昨年度たくさんお金をかけてやったけれども、またどういった必要性があったのかというところをもう少し説明をお願いいたします。

それから、7月の終わりに、都内の中で焼却施設に大量の水銀が入っていたということで、被害が発生しているという報道がありましたけれども、柳泉園ではそのようなことが起こり得ないための対策とか、そのことが起こって点検されたのであれば、そのようなことも御説明をお願いいたします。

○資源推進課長（佐藤元昭） 最初の御質問で、代表が変更されたこと、実はそういうことは想定していませんでしたので、特に調べていなかったんですけども、この差し押さえの手続を行っている最中に、あることが起こりまして、そのあることというのが、代表である社長が実は逮捕されていたと。5月31日に栃木県で廃棄物処理法違反、産業廃棄物を無許可で収集・運搬していたとして逮捕されまして、6月18日に有印公文書偽造・同行使の疑いで再逮捕されていたと。そういう経過がありまして、代表がかわっていたという経過があります。そういうことは私どもでもわからなかったものですから、特に社長が

かわるということは想定していませんでした。

それで、昨日お見えになったのは、留置されていたのが解かれた。柳泉園に連絡が前の日にありまして、お会いしたいということで、お会いするに至ったということでございます。

○総務課長（新井謙二） それでは、し尿処理関係のことについて御説明させていただきます。

本件におきましては、1,000万円を超えるものですから、業者選定に当たっては、柳泉園組合指名業者選定委員会において選定をさせていただきました。組合に登録されている業者のうち、種目が「機械器具設置工事」、細目で「し尿処理施設」という条件により抽出した結果、該当業者が今回におきましては9社ございました。その委員会におきまして、適格性などを審議いたしました。

審議の内容でございますが、9社のうち、まず、官公庁及びし尿処理施設において工事実績がない業者については除かせていただきました。次に、建設業法に規定されております経営事項の審査を受けていない業者がおりましたので、2社ございましたが、その2社を選定から外させていただきました。もう1社は、前回の辞退理由でございました、し尿処理施設の営業を自粛しているという業者が前回ございましたので、その業者におきましても選定から外しました。その結果、本件におきましては、該当業者は9社ございましたが、それらの理由により4社を外しまして、5社を指名することに決定しました。

それで、入札を行った結果、昨年と同じような結果になってしまったんですが、今回におきましても、辞退理由を見ますと、技術者の配置が困難、それから、技術的に困難といった理由で辞退をしております。今後におきましては、こういった辞退理由についてももう少し詳細に調査をし、次回についてまた選定をしたいと考えております。

○技術課長（涌井敬太） まず、排気復水ポンプの修理の件でございます。契約金額は94万8,675円、契約工期は平成22年6月25日から8月20日の間でございます。

続きまして、クリーンポートのオーバーホールの件でございます。今期の5月に実施しておりますオーバーホールにつきましては、契約金額1億143万円、契約期間が平成22年4月26日から7月30日でございます。これがクリーンポート本体のオーバーホールでございます。それから、今期の行政報告書に載っております電気・計装設備の点検整備でございますが、これは記載のとおり596万4,000円で、契約工期は5月12日から7月16日でございます。

昨年度というお話でしたが、クリーンポートには3炉ございまして、1炉、1年に1回、定期的に点検整備を実施させていただいております。これは車で言う、いわゆる車検整備のようなものと御理解いただきたいと思います。それで、去年大規模に行いましたのは、火格子の傷みが激しかったものですから、施設整備基金を活用させていただきまして、その部分の大規模補修をさせていただいたということでございます。

続きまして、都内の清掃施設の水銀の関係でございます。新聞報道によりますと、東京23区清掃一部事務組合が運営管理しております都内のごみ処理施設23工場のうち、6月11日に足立清掃工場の2炉のうち1炉、7月1日に板橋清掃工場の2炉のうち1炉、7月8日に光が丘清掃工場の2炉のうち2炉、7月18日に千歳清掃工場の1炉のうち1炉において、排ガス中の水銀濃度が自己規制値であります0.05ミリグラム/Nm³を超えたため、運転を停止し、残留水銀の調査や焼却機器の清掃や部品の取りかえを実施しているとのことで、特に足立清掃工場では、ダイオキシン類を分解・除去する触媒反応塔の触媒やろ過式集じん機のろ布が汚れてしまい、その交換や清掃などの修理に約2億8,000万円かかるとのことでございます。

東京23区清掃一部事務組合のごみ処理施設におきましては、水銀対策として洗煙設備を設置し、排ガスを苛性ソーダ及び液体キレート溶液と接触させることで、排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物及び水銀を除去しておりまして、今までに年に数回、基準値を超えることもあったが、炉をとめるほどではなかったとのことでございます。

今回の原因として、ごみの中に水銀血圧計、水銀温度計などが混入していたと推測しておりますが、排ガス中の水銀を処理する装置の能力から、一度に200グラム以上の水銀が混入したものと見られ、医療用水銀血圧計なら4台、蛍光管なら2万2,000本に相当するとのことでございます。

また、同組合の対応といたしましては、水銀濃度が自己規制値である0.05ミリグラム/Nm³を超えたときは、同一の分析計で大気中の水銀濃度を測定しまして、機器の異常でないことを確認した上で、洗煙設備の薬品注入量をふやし、その後、2時間から3時間連続で同自己規制値を超えた場合には、運転を停止する決まりになっておるようでございます。今回の足立清掃工場の場合は、分析計の測定値が急激に上がり、測定範囲を超えたため、すぐに停止したとのことであり、排ガスを吸着して測定する分析計が汚れてしまい、正確なデータがとれなかったとのことでございました。

なお、柳泉園クリーンポートにおきましては、大気汚染防止法等による水銀の排出規制

がないこと、水銀対策としての洗煙設備を設置していないことによりまして、自己規制値等の設定をしておりません。また、今回の件に関しまして、8月13日に開催されました第5回柳泉園組合事務連絡協議会で報告をしておりまして、関係市における水銀含有廃棄物の分別排出の徹底について再度協力を依頼いたしました。

○4番（板垣洋子） アルミ缶の社長の件で、エル企画、今後、今までの御説明を聞きますと、会社が倒産とか、どこに行かれたかわからないような状況になる可能性もあるのか、行き先不明みたいなことになり得ないのかどうか、すごく心配されますので、弁護士等々とは緊密に連絡をとりながら、どこに行かれたかわかりませんということのないように、丁寧に対応していただきたいと思いますので、お願いいたします。

それから、ポンプの件はわかりました。ありがとうございました。

それから、水銀のことについては、持ち込まれて入った後というよりも、事前に何か対策をというところで御質問をしたんですけれども、現状の各自治体での分別をきっちりしていくと理解すればよろしいのでしょうか。再度確認させてください。

それから、クリーンポートについては、昨年第3回のときの費用の中にも、電気・計装設備の一式で127万円ぐらいそこにも入っていたので、それから期間がまだない中で、また新たにこの電気・計装設備の点検が同じように必要だったのか。これは、クリーンポートは3台あるので、別のクリーンポートという意味なのか、そこをもう一度お願いいたします。

それから、し尿処理については、辞退の理由を聞きますと、そのような状況にある会社がなぜ入札したのかということ自体が私には理解できないので、入札に参加しているということと、入札を辞退した理由とが、入札に参加した後に社内の状況が急激に変わったのが、この4社とも同じような状況なのかというのが理解できません。当然、指名競争入札という方法について私は異論はないんですけれども、引き続きクリタスが契約しているんですけれども、同じようにほかが辞退という理由になっているということが少しわからないんですけれども。御説明をお願いいたします。

○技術課長（涌井敬太） 水銀含有廃棄物の件でございますが、基本的に水銀含有廃棄物につきましては分別収集をしていただくという前提でこのクリーンポートを設置しておりますので、各自治体におかれまして分別排出の徹底に御協力いただくという前提でお話をさせていただいたつもりでございます。よろしくお願いいたします。

それから、クリーンポートのオーバーホールの件でございますが、いわゆるクリーン

ポートのオーバーホール、一番最初は全部一括で請負業者、住友重機でやっていたんですが、経費が非常にかかるということで分離をしていきまして、今、クレーン等は入札をしておりますが、電気・計装は、電気・計装の専門の富士電機というところが、この電機・計装を導入しているものですから、そこの会社に直接、電機・計装の部分だけ分けて、仕事を発注しております。ですから、そういったことで、クリーンポートの本体の定期点検整備、それから電気・計装の定期点検整備ということで、2種類に分かれておりまして、もともとは一括で契約していたものを分割していったということでございますので、よろしく願いいたします。

○総務課長（新井謙二） それでは、し尿処理関係の入札関係について御答弁させていただきます。

本来、登録されている業者におきましては、先ほど申したように、「機械器具設置工事」、それから「し尿処理施設」ということで登録されておりますので、柳泉園組合のし尿処理施設の整備をできるということが条件でございます。辞退の理由でございますが、技術者設置ができないとか、または、今回においては技術者の配置が困難ということでございますが、先ほど申したように、本件にかかわる今後の対応といたしまして、辞退の理由につきましては、詳細を聞いたり、また、事前に該当業者などにおいて調査を行うなど、さらに、追加登録や工事实績の変更届を、毎年12月ごろ行っていたものを、以後においては随時登録とすることにより、登録業者をふやしていき、より実質的な競争性を高めていきたいと考えております。

○助役（森田浩） 少し説明させていただきたいんですけども、今の件ですが。以前もこのような、1社以外はすべて辞退という中で契約を行って、今回、また結果として、前回と同様の入札結果になってしまったということなんですけども、私ども柳泉園といたしましては、この定期点検整備補修は、指名競争入札で行うことが好ましいと、競争性を発揮していただいて契約する事業にふさわしいということで、指名競争入札で行っております。

ただ、なぜこうなってしまったかといいますと、これはあくまでも結果でありまして、御案内申し上げて、入札会場に当日来られるか来られないかによって、そこで初めて知るわけですね、こういう結果になるということは。それまでは、柳泉園としましては、あくまでも競争入札を行いたいということで事務を進めているわけですね。当日初めてわかるわけです。前年、1社の応札しかございませんでしたので、業者を、ここで9社あるうち何社か変えまして、ことし行ったわけです。にもかかわらず、同様の結果になってしまっ

たということでございますので、あくまでも、これはもう結果であるということしか、私ども担当としましては、そのようなお答えしか、今のところ適切な答えはないということでございます。

しかし、このままでいいんですかということになりますと、実質的には随意契約と同様の形態みたいになってしまっておりますので、今後、このような形が果たしてよろしいのかということにつきましては、それは今、課長からもお話しさせていただいたとおり、引き続き検討していかなければいけない件の1つであるということは内部的には思っております。ただ、指名業者、登録業者が年々少なくなっております。ということは、公共下水道の普及に伴いまして、し尿処理施設が全国的に少なくなっている。指名登録する業者が非常に年々少なくなっているということも、1つ、こういう結果を招く事態の要因になっているのかなということも考えているわけでございますが、いずれにいたしましても、2年続けてこのような同様の形態になっていることは事実でございますから、何らかの改善を図る必要があるということは認識してございますので、検討をしていきたいと思っております。

○4番（板垣洋子） 御説明はお聞きしました。柳泉園組合だけではなくて、し尿処理について実施している他の組合とかというところの情報もぜひ入手していただいて、どういうふうにするのが適切に、的確に対応が今後もできるのかというところは、柳泉園の中だけで行うのではなく、ほかのところの情報をきちんと入手しながら適切な対応を進めていただきたいという意見を言って終わります。

○5番（保谷清子） 1点伺います。水銀関係のことなんですけれど、各市で水銀についてはチェックをし、搬入しないということが原則なので、測定の設備がないという御答弁だったかと思えますけれど、他の組合の状況とか、いろいろそういうこともわかりましたら、教えていただきたいと思えます。

○技術課長（涌井敬太） 多摩地域におきましては、日の出町にございます広域処分場を開設するに当たりまして、水銀含有廃棄物を埋め立てしないという前提でつくりましたもので、昭和59年だったと思えますが、そこから水銀含有廃棄物につきまして分別収集をしているはずで、これは多摩地域全域で同じようにやっているはずで、それが前提で広域処分場をつくりましたので、ですから、大変恐縮ですが、確認はしておりませんが、そのような状況で設定されているはずですので、どの団体も基本的に柳泉園組合と同じと理解しております。

○5番（保谷清子） 23区の例などを見ますと、これについての測定が必要という検討などはどうなんでしょうか。足立とか板橋とか光が丘の例などを見ますと、水銀の測定の設備などが必要ではないかという気もするんですけど、その点はいかがでしょう。

○技術課長（涌井敬太） 柳泉園組合のクリーンポートには、水銀の連続測定機が設置されております。それで、常時監視させていただいております。過去3年間のデータでは、一部、平成21年11月に2回、それから平成22年4月に1回、水銀が発生したというデータがありまして、それを、今回の東京都の件がありましたので、メンテナンス業者等に確認をしましたところ、実は、平成21年11月の2件につきましては、水銀分析計の還元液という、水銀をガス状に分離する液体を加えまして、分光光度計というもので、光の波長で水銀であるかないかという検査をするんですが、その部分のポンプのローラーが劣化しておりまして、還元液が行っていないか停止していたのではないかと。反応機の中の還元液が焦げて、その煙を水銀として誤認したのではないかという見解を受けております。

それから、4月の件は、前日に点検をしまして、翌日、別の機械を点検していたところ、やはり水銀計の異常値が出ていたのを確認して、そのときには、同じ還元液のポンプチューブが破れていて、液が行っていなかったということで、これも同じように、液体の煙を水銀と誤認識したのではないかとメンテの業者から確認を得ております。ですから、結果、平成19年4月から平成22年7月までの3年4カ月の間で水銀の値がゼロを超えたものはありません。

○5番（保谷清子） 今御説明いただきましたようなことは、この報告などにも載せられていたことなんでしょうか。すみません、その点お尋ねいたします。

○技術課長（涌井敬太） この水銀の連続測定機のデータにつきましては、行政報告、事務報告等では公表いたしておりません。基本的に、いわゆる報告をさせていただいているデータというのは、分析業者に委託をして、実際にこちらでサンプルをとっていただいて、それを分析した結果、環境計量士という公的に認証された資格を持った方に、間違いなくこの値ですよという証明をしていただく必要がありますので、そのものについて行政報告なり事務報告なりに記載をさせていただいているということで、連続測定機に関しては、今し方お話ししたとおり、連続的にずっと機械でやるものですから、若干データの信憑性が欠ける部分がありまして、それらについては一切公表させていただいておりません。

ただし、塩化水素と窒素酸化物、硫黄酸化物等につきましては、柳泉園組合の正面のと

ころに電光掲示板として表示をさせていただいております。これらにつきましては、常時表示をさせていただいています。これは、周辺住民の皆さんとのお約束等でありまして、常時そういったものについて公表してほしいということで設置をさせていただいているものです。そういったものもありまして、メンテナンス業者と年間契約をしまして、月2回、機器が適正に動いているかどうか、あと薬品等を加えなければいけないものですから、そういったものの補充等を行っているということでございます。

○5番（保谷清子） わかりました。もし異常などがありましたら、こういう場でも御報告していただきたいということで、お願いして終わります。

○8番（原まさ子） 9ページのクリーンポートの処理状況の多摩川衛生組合可燃ごみ受託量のところに関連して伺いたいと思います。

これは、ついきのういただいたものなので、私自身がきちんと確認できておりませんので、教えていただきたいということも含めて質問させていただきたいんですけども、多摩川衛生組合で焼却できないという事態になって、その中でいろいろと出てきた情報の中で、有害ごみを焼却実験していたということが、昨年11月5日に決裁をもらって、その後それをしていたわけですけども、有害ごみというのは乾電池と蛍光灯です。これを、通常であれば、多摩川衛生組合は北海道のほうに処理を委託しているわけですけども、私はここに「有害ごみ焼却実験の実施について」というもののコピーをもらっていて、それを読み上げてよろしいでしょうか。その中身が、今いろいろとお話をいただいている水銀の状況などについて、なぜこういう実験が行われるのかわからないというところも含めておりますので、お願いします。

「有害ごみの搬入処理に係る費用は、多摩川衛生組合では年間600万円（ドラム缶の費用を含む）であり、少ない処理量に対して高額な経費となっていることから、処理方法のあり方について検討する必要性が生じている」というふうに前段で書かれていまして、焼却実験の概要としては、ホッパに直接蛍光灯と電池を投入して焼却するという実験だということです。そして、運転状況とその損傷の状況などを見るということ、それから、ごみピット周辺の作業環境の試験。

有害ごみ焼却試験要綱書というのを、どうもこの組合は持っているようでして、これに準じてやっているということが、いただいた資料でわかりました。これは、多摩川衛生組合の一組の議会には報告されていません。しかし、管理者が決裁をして、事務局長と課長も、それについての判を押しているというものがついているわけです。

どこでも、ごみ処理費用がなるべく安く済んだほうがいいと考えるわけですが、今、課長が説明していただいたように、日の出町ではそういう水銀類が含まれているものについての持ち込みはだめなんだという協定がされているから、多摩26市の中でそのようなことはないだろうというお話でしたが、こういう要綱を持って、蛍光管とか電池などを処理してみるということを実際にやったという状況があることがわかったわけで、それは、柳泉園にそういう要綱があって実施されているとは全く思っていないので、それはしていないとお答えいただきたいと思います。

それから、こういうことがされていたということについては、近々の状況で御存じであれば、それについて私が申し上げたことに何か訂正の箇所があれば、そのことについても教えていただきたいと思います。

○技術課長（涌井敬太） 大変申しわけございません、その件に関しましては認識をしておりません。そういうことをされていたということ自体初めて聞きました。柳泉園組合では全くそういうことはいたしておりません。

蛍光管・乾電池の水銀含有廃棄物は、おっしゃるとおり、処理費用は非常に高額でして、うちで昨年、トン当たり9万5,000円の処理費用がかかります。通常、公にしているごみ処理費用が、埋め立て分を含めてトン当たり3万8,000円ですから、3倍弱の費用がかかるものでございます。だからといって、そのほかの処理をするということは柳泉園組合では全く考えておりませんでしたので、もしそういった事実があるということであれば、教えていただけるかどうかわかりませんが、この団体には聞いてみたいと思います。

○8番（原まさ子） よくわからないのは、議会にも説明せず、要綱がある。要綱も、なぜこういう、実験してみてもいいよという要綱がつけられているのか、これが焼却場などの一部事務組合にとっては通常設置している要綱なのかどうかということで、多摩川衛生組合が特殊なのかということが私には全然わかりませんし、大体が蛍光管とか電池を焼却炉に放り込んで焼いてみるということをやること自体に大変な違和感を持ちます。それが実際にやってみた実験ですけども、そういうものを入れているわけですから、恐らく焼却灰の中には何らかそういうものが混じって、私は日の出町のほうに持ち込まれているのではないかという感じを受けるわけです。

それで、連続の計測をするというものについては、水銀の値を感知するような測定機もあるんだと言われているわけですから、柳泉園ではそういうことは一切していないし、やるつもりもないし、要綱なんかも持っていないということが確認できたことは本当によ

かったと思います。しかし、そういうのが同類の組合の中で実際にされているということに大変な驚きがありますし、いろんなブロックとかとって広域支援をやるという中で、倫理観というか、組合の持つ倫理性として、組合のそういうものとして、そういう実験とかというのが各組合に任されるものなのか、でも、同じ最終処分場を共有するわけですから、そういうところについては、やはり何か共有の認識があるべきではないかという感じもするわけです。このことを、焼却をしばらく受けていた側として、柳泉園から何らか申し入れていくようなことができるのかどうか分かりませんが、できれば私はそういうことはもう二度とやってほしくないと思っていますので、何か対応などをお考えいただければと思いますけれども、どうでしょうか。

○技術課長（涌井敬太） 他の団体の行為に私どもが意見をするなり、いい悪いなりということを行うのは非常に難しいところがございます、大変申しわけないんですが、その内容について申し入れすることは非常に難しいとは思っています。ただ、多摩地域では、水銀含有廃棄物は有害ごみということで、基本的に分別をされているはずでしたので、それを、実験にしても何にしても焼却をされたというのは、少し残念ですねとしか言いようがないのですが、申しわけございません。

○9番（西上ただし） 9ページの施設稼動状況の中で、6月29日に落雷による東京電力側で停電が起こったために、稼動していた1炉の停止を行い、このことにより厚生施設への蒸気供給を停止したということでありまして、この際のごみ処理施設に対する影響、その辺についてももう少し説明をいただければと思います。

○技術課長（涌井敬太） ここに記載させていただいているとおり、当初、排気復水ポンプの1台が故障して、1台の運転だったものですから、通常、今の時期ですと2炉運転をして発電もしているわけです。それで、2炉運転して発電していますと、仮に東電側で停電が起きても、発電の電力でこの施設はそのまま運転できて、とまるということは基本的にはないのですが、たまたまポンプが故障して負荷を減らすという必要があったものですから、1炉運転ということで、発電も停止していた状態のときに、たまたまですけども、翌日、この辺で非常に強い雷雨がありまして、東電側の電気設備に落雷があって電気供給がとまってしまった。電気供給がとまりますと、私どもの設備は電気で動いていますので、そのままとまってしまうわけですね。とまってしましまして、復旧作業はしたんですが、中にごみが入った状態で、電気がとまって機械がとまってしまっていますので、そういったものを適切に出していかなければいけないということがあったものですから、そういっ

たもので1日かけてポンプを直して、3炉ありますので、残りの2炉について立ち上げて
いって、落雷の影響でとまった1炉につきましては内部の点検をした上で、その後、3炉
稼動をさせていただいております。機器の損傷は特にごさいませんでした。

○9番（西上ただし） そうすると、通常の場合では、停電が起こってもほかの炉によっ
て運転がされて、発電され、ごみ処理機器の運行ができたということによろしいのでしょ
うか。

それと、先ほど、中に残ったごみを取り除いて点検をした上で、その点検に要した時間
を置いて、再度運転が再開されたということでもありますけども、それでよろしいのでしょ
うか。

○技術課長（涌井敬太） 通常は、2炉なり3炉なり運転をしていけば、発電でこの柳泉
園組合の施設電力はすべて賄えますので、御指摘のとおり、全く問題はございません。過
去にも何回か、落雷があつて東電側で電気供給がとまったということもありました。その
際も、全く柳泉園組合の施設には影響なく、稼動させていただいておりました。

今回はたまたま1炉運転だったものですから、電気供給がとまれば施設がとまってしま
うということで、とまりまして、中のごみ出し等をして燃焼させていって、灰にして1回
出しまして、それからその中に入っているいろいろな機器を点検してということをしていただ
きました。それが全部終わりましたのが7月7日でございます、その後、3炉稼動を
させていただいて、多摩川衛生組合のごみを処理しているといった状況でございます。

○2番（沢田孝康） さまざまな議員の皆さんから質問があるので、少し重複するかもし
れませんが、まず、エル企画の関係ですけれども、要は逮捕されて、釈放されて、それ
で代表権を失ったからあいさつに来たみたいな、そういう雰囲気が見えるんです、私の感
じ方があるのかわかりませんが。要は責任がないから報告に来ましたという、そういう
雰囲気です。それで、代表が今度かわりますと。その代表の方と交渉してくださいという
雰囲気の報告です。ですから、今まで、逮捕された元の代表が、ずっと連絡がとれなくて、
それで栃木で逮捕されて、代表権を失って、それで来たという経過だと思うんです。そう
すると、要は今回代表がまたかわりますということで、今度3人目が代表になるわけだ
けども、その方との交渉が実際にできるのかどうかということになると思うんです。

それとあと、その交渉をしなければいけなくなると思うんですけれども、それで要は返
済ができれば、回収ができればいいんですけれども、そのあたりは過去の今までの経過か
らすると、代表は今まで全然連絡がつかなかったわけで、それが繰り返されるとなると、

また長期戦になる可能性があるということだと思っんですね。ですから、そのあたりをどう、弁護士との相談にもなりますけども、まあ、変な言い方ですが、今度は逃げられないようにしなければいけないと思っんです。このあたりをどうお考えなのかということと、あと実際にエル企画というのが、今現在もう倒産したのか、ほかの仕事を依然として請け負っているのか、私も経過を今少し失念してしまって記憶にないんですけども、そのあたり、今のエル企画の実情ですね、これをお聞かせ願いたいと思っます。

それと、先ほど板垣議員から質問がありました、このし尿の関係なんですけども、私も去年質問させていただいて、去年も4社辞退でクリタスになったと。今年度も同じですよ。助役のほうから、開札をしてみないとわからないということは、それは理解しないわけではないんですけども、開札をした結果、要は開札をする前に、去年もそうでしたが、4社はもうその段階で辞退しているわけですよ。ですから、結果として1社しかない。先ほど説明がありましたように、もうし尿が少なくなって、業者も少なくなってきているんだという話は去年もされていました。ことしも同じような話をされていますけども。であるならば、正直言うと、なければ、これ、随意契約しかないですよ。しかしながら、ことしも入札をしたわけで。となると去年質問をして、私は1社だったらもう一回やり直すべきではないかという話もさせていただきました。それについては、規定がないのでできませんという話でした、去年はですね。それで、この入札の選定委員会の中でも、要は改善をしていかなければいけないのではないかとすることは議題として上がっていると思っんですね。改善計画みたいなものを立てていくべきだという話が答弁としてあったと思っんです。ですから、そういった改善計画、または改善の議論というのが、この1年間なされてきたのかということをお聞きしたいと思っます。

これは柳泉園組合に限ったことではないんですけども、入札結果を今回見ても、例えば随意契約については契約金額が予定価格の98%です。これが一番高いと思っんです。あと5ページにありますけども、クリーンポートの排ガス分析計点検整備については99.1%と。これも随意契約になっていますけども、若干は落ちていますよね。若干は落ちていますけども、この随意契約についても、では随意契約をするに当たって、少しでも努力をしてくださいという話をされているのかどうかということも重要だと思っんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○資源推進課長（佐藤元昭） 1点目のエル企画の件でございますが、産業廃棄物業の違反で逮捕されまして、もう代表が逮捕された以上、産業廃棄物業は行えないということで、

産業廃棄物業はすべてできなくなっているそうです。実際の話、新しくなる社長は、逮捕された社長のお兄さんになるそうです。それで、今までうちが契約していた有価物、アルミ缶だとかスチール缶、あとペットボトルとか、そういったものだけでエル企画を存続していくというお話でした。

12日に、実は社長がかわっているということなので、現地に行ってお会いしてきました。今まだかわられていない社長なんですけども、そのときに社長がかわるということで詳しいお話はしなかったんですが、青梅市のほうにあるリサイクルセンターには、過去何回か出向いているんですけども、今までで一番多くのアルミ缶等の材料が入っていましたので、そこそこ仕事はあるのかなと感じ取れたんですけども、人件費ばかりかかって、なかなか利益は得られないというお話もされていました。

話が前後して申しわけないんですけども、先ほど上田議員から御質問がありました社長がかわったらどうなのというお話ですけれども、事務担当のほうで電話で確認したところ、やはり会社に対しての訴訟なので、代表がかわっても何ら変わらずそのまま行えるということの確認をしております。

またエル企画のほうに戻りますけども、本来、先日逮捕された社長と新たに就任するであろう社長と2人で来てくださいというお願いをしていたんですが、新しくなるであろう社長は忙しくて来られないということでしたので、助役のほうからも説明がありましたように、正式に就任後、速やかに柳泉園のほうに来てください、お話をさせてくださいという申し入れをしていますので、お会いしてお話をした中で様子を伺いながら、今後どういう取り立てをするのか、もしくは銀行債権の差し押さえ、ほかのところを当たってみるのか、もしくは動産のほうの差し押さえを行うのか、もう一度新しい社長とお会いして、様子を見て決めていきたいと考えております。

○総務課長（新井謙二） それでは、し尿処理の入札について御説明させていただきます。

選定委員会の中で、随意契約にするかということについては具体的な検討はありませんでした。このときの選定委員会の中では、平成21年度に実施した入札結果について検討し、特に辞退理由について、その中で検討をいたしました。先ほど申したように、し尿処理の営業活動を自粛しているという業者であれば全く選定から外しました。それから技術的に困難という業者も外しまして、あと業者におきましては、手持ち業務があり技術的な配置が困難ということでございましたので、今年度に限っては無理だったのかと。そういった理由などについて、選定についてを検討した委員会でございます。その結果、該当

業者が9社でございましたが、5社を指名したということでございます。

ただ先ほど申したように、2年連続こういったことが続いておりますので、今後におきましては、選定委員会の中で今後についてどういった形に持っていったらいいかということを検討したいと考えております。

○2番（沢田孝康） エル企画のほうは、差し押さえという言葉も出ましたけれども、エル企画自体の資産とかそういうものは全部弁護士の方で調べ上げてあるんですよね。であれば、あれですけども。同族会社みたいなものですので、お兄さんに引き継いで、お兄さんもまた、助役の話だと来てくださいとお伝えしているらしいですけども、わかりましたと本当に来てくれるのかという話になると思いますので、そのあたりはよくよく監視をしてもらいたいと思います。これは要望しておきます。

それと、あとし尿処理の関係で、し尿処理にかかわったことではないんですけども、要はその入札について、言い方が悪いですけども、談合が疑われるような落札価格というのはできる限り排除するべきだろうというのが、これはいろいろな考え方があります。ですから、90%超えたらとか、落札価格が95%を超えたときには談合の疑いがあるのではないかといういろいろな意見があります。ですから、それは一般的に見て、落札額でしか、これが情報公開された場合には、やはりそういう落札額で皆さんが判断をされますから、そのあたりが少しずつでも下がることがやはり重要ではないかなと私は思いますので、専門的な知識が必要だとか技術が必要だということはわかります。それは、特殊だと言われてしまえばそれで終わってしまいますので、そのあたりは当然明確なきちんとした理由があれば、それはそれで、ずっとこれまでもこの請負契約については我々のほうからもさまざま質問はしておりますけれども、柳泉園組合としてきちんと説明責任を果たせるようにはしていただいているとは思いますが、うるさく言う人は当然いますので、そのあたりきちんと説明をしていただけるようお願いしたいと思うんです。

それと、今のし尿処理の関係なんですけども、先ほどの説明の中には、例えば技術者がいなかった、また、技術的に難しいとかという話をされていますけど、去年も、同じし尿処理で、クボタ環境サービスと住重エンジニアリングが両方とも去年も入っていますよね。去年も入っていて辞退しているんですね。それで、ことしも同じです。同じこの2つの業者が入って、同じように辞退をしているという状況です。ですから、2年続けて同じ行為をしているということは、最初からとる気がないのかなというふうにも見えますよね。ですから、もう2年続けて辞退したわけですから、もし来年度同じような行為をしたとした

ら、柳泉園組合として、要は入札をする気がないだったら指名参加はしないでくれという言い方もできると私は思うんです。そのあたりはどのようにお考えなのかなと思います。

それと、少し関連なんですけども、今回の入札日は1つを除いて5月27日なんです。2ページ、3ページ、4ページと、この3つの入札がありました。この最初の2ページと3ページで1社が両方に入札をしています。具体的に言うと産機というところなんです。それで、3ページと4ページは、クボタ環境サービスが2つの入札に参加をしています。これはそれぞれ指名競争なので、仕事の内容も違います。一定理解はするんですけども、同じ同一の入札日に対して、同じ会社が2つ、もしくは、極端に言えば3つ入札をする場合も想定されると思うんです。こういう場合というのは、例えば、今回は2つの契約に1社ずつかかわっていますけれども、極端に言うと1つの会社が両方ともとる可能性もあるわけです、これは入札額によりますけれども。それでもいいという考え方もあると思います。しかしながら、私は、同じ同一の入札日で同じ会社にとるというやり方というのはいかがなものなのかなと思います。ですから、このあたりも、要は今の指名選定委員会、または入札の関係で、そういった要綱はないと思います。ですから、実際にはこういうように入っていると思うんですけども、例えば同一の入札日に対しては入札できるものについては1案件のみとか、そういった項目というのはつけられないのかなと思うんですけども、そのあたりの検討はしていただけるのかいただけないのか、そのあたりはお聞きしたいと思います。いかがですか。

○総務課長（新井謙二） それでは、今の件でございますが、同じ日に同一業者を指名したりということでございますが、まず、粗大ごみ処理施設におきましては、同一の粗大ごみ処理施設関係でございますので、選定の結果、産機が適任だろうということにおいて、両工事において選定されたものでございますが、議員おっしゃるとおり、そういったこともございます。ただ、登録業者が何分少ないものでございますから、今後、できるだけこういったことについては避けたいとは考えておりますが、どうしても指名上の関係、従前におきましてはダブったりしたことはございました。今後におきましては、登録業者をできるだけほかの団体に聞いたりして、そういった団体の登録業者におきまして柳泉園のほうにも登録していただくとか、そういったことについてできるだけ登録業者をふやしていくことによって、ダブって指名することがなくなるのではないかと考えております。

○助役（森田浩） 少し補足させていただきたいんですけども、確かに、議員がおっしゃるとおりでありまして、同一日に同一業者が違う業種の入札に参加するというように

つきましては、それは好ましいかと言えば決して好ましいとは思っておりません。ただ、先ほど課長からもありましたけれども、業者そのもの、指名参加登録している業者で、今回、柳泉園が発注する工事に参加できる業者が本当に限られてしまっていると。ほかに登録業者がいらっしゃるんですけども、日本を代表する大企業が登録されているんです。例えばその業者を指名したとしても、明らかにこういう小さい工事、言い方は好ましくありませんけれども、このような小さい金額の業務には参加していただけないのが実情でございます。なるべく多くの、ある程度の金額におきましては5社なりの業者を指名し、そして競争していただくということになりますと、どうしてもある一定の数の業者を指名しなければいけないとなりますと、どうしても同一の業者を指名せざるを得なくなってしまうということでございます。

ただ、この中で今後検討していかなければいけない事項といたしましては、例えば、技術屋が1名しかいらっしゃらないと、その場合は2つの同一日に違う業種の入札をした場合に両方の契約に入札しますと、技術屋が1名ですから、片方っきり技術屋が従事できませんから片方はとれないと、その辺は注意していかなければいけないと思いますけれども、基本的には、そういう形で指名参加されている中で、どうしても同一の業者を指名せざるを得ない理由というのは、そういう特殊な要因があるということからこのような結果になってしまっていると。なるべく多くの業者に指名登録していただきたいということで、広報、ホームページ等も含めましていろいろお願いはしているんですけども、どうしても限られた専門的な業種ということで、なかなか登録していただく業者がふえていかないというのが実情でございます。

○2番（沢田孝康） 助役の御説明はよく理解できます。例えば、このし尿の請負状況を見ると、5社のうち4社が辞退をしたということになってはいますが、指名競争なので、当然柳泉園が指名して、それで、こういう入札がありますよということで告知をするわけです。逆に言うと、どんどん指名して入札する企業がなくなってくると、例えば予定価格を出しても、要はこれじゃできないと。例えば、業者がなくなっていったら、極端に言うと、もうこの予定価格ではできませんと言ってみんな辞退する可能性もあるわけです。そうすると、逆に予定価格を上げなければいけない。業者が見つからないという事態にもなる可能性はあるということになります。

ですから今回の場合も、辞退した業者はこれじゃできないよというふうに柳泉園に訴えているようなものだと私は思うんです。だからクリタスやってよという、こういう話に見

えなくもない。これが2年連続続いているという状況だと思うんです。

ですからこれをどう見るかです。見方はいろいろとあると思います。ですから、確かに助役がおっしゃるように業者が少なくなって行って、この契約に至るまでにかかなり努力が必要だということは一定理解はしますけれども、やはり今後のことを考えれば、この事態をどう見るかにもよりますけれども、難しい問題なのかなと、課題なのかなと思いますので、このあたりは組合のほうでもよく議論していただいて、今後どうしていくのがいいのかというのはしっかりと議論していただきたいというふうに要望して終わります。

○1番(小山慣一) 何点か質問させていただきたいと思います。

最初に懸案事項の件です。1番目がエル企画の件です。何人かからも御質問がありましたので、なるべく重複を避けますが、要するに、森田助役、成果はあまりなかったと先ほど御説明がありましたけれども、社長がかわったとか、逮捕されたとか、こんなことでなかなか厳しいのかなと思っています。そこで、5月28日の第2回定例会のときにも、例えば、会社あるいは当時の会社の社長の個人の不動産とか動産とか、あるいは預金だとか、たしかこのようなものも今後調べていきたいという答弁だったんです。その後、預金も、金額は先ほど森田助役はおっしゃらなかったんですけども、結果的に金融機関のそういう預金だとか、何か期待できないんですけども、実際どんな形であったのか。

それからもう1つは、今、インターネット等で会社の業績とかこういうものがある程度見られる、私は専門家ではないのであまり見ないんですけども、このエル企画の決算ですかね、業績なんかはどのようになっているのかも伺いたいと思うんです。課長のお話では、青梅でやっていることはやっているんですけども、かなり人件費がかかってあまり利益が上がっていないというお話もありました。いずれにしても、約1,000万円という未納金ですので、社長がかわっても訴訟は続くわけですから、この辺の状況について伺います。

それから、2点目の懸案事項で、これは、私がしつこいぐらいに質問しているんですが、清瀬市にある清柳園・・・・・・・・・・・・・・・・

先ほどの発言は取り消しをさせていただきます。森田議長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

清柳園の関係です。第2回定例会のときにも、今後、管理者会議等で協議していきたいと、言うならばそういうことでございました。例えば旧施設を土壌調査だとか、解体とか、仮に公園的なものにするといっても、かなり多額な費用がかかると私も想定しているんですが、そんな中で、新管理者である馬場管理者は、あれから約3カ月たっているから、多

分現場ぐらいは行っているのではないかななんて私は思うんですけども、その後、率直に言って行ったのかどうか。それで、行ったときどのように感じたのか。ちょうど武蔵野西線と関越自動車道、それから近辺にはいろいろな名所・旧跡でしょうか、神社、お寺、それからスポーツセンターとか、柳瀬川の清流とか、もう少し新座境に行きますと、あれは水処理センターというんですか、せんだっても、私、この現場と、水処理センターの人工地盤でつくった大きなサッカー場が2面ありましたけれども、あの辺の清瀬一体もこれからすばらしくなるのではないかなと思っているんですが、この辺のところ、率直に言って、管理者はどのように、いわゆる遺跡風というかな、いって感じているのか、これは何とかしなければいけないと思っているのか伺います。

それから、あと細かい点で3点伺いたいと思うんです。東久留米市の上田議員からも前回資料要求のあった東村山市との協議というか経過、上田議員が要求した資料で申しわけないんですが。今までは、東村山市のし尿を柳泉園で受け入れていて、それから、ことしでしょうか、東村山市の秋水園が大々的なリフォームを行って、今後は、東村山市は当分の間、例えば10年とか20年とか30年というスパンで、新クリーンポートができるまで、大々的にやったわけですから、かなりの期間、独自で中間処理施設となると思いますが、この辺のところを伺いたいと思います。

それから関連して、多摩川衛生組合が1カ月間受け入れていました。約1,635トンですか。この関係で、最終処分場の二ツ塚にトータルで昨年同期3カ月と比べて2,450トンがことし3カ月、それから昨年同期3カ月が2,166トンということで、300トンぐらいですか、この辺が上がったんですが、この300トン上がったというのは、この多摩川衛生組合の残渣というんですか、こういうものも入っているのかどうか。もしできたら、入っていなければ、当然ペナルティーとか、こういうところに関係しますので、この辺のところはどうなっているか伺います。

それから最後に、少しこれは大変また細かいお話で恐縮ですが、粗大ごみの搬入状況なんです。それによりますと、昨年同期と比べて、これもまた清瀬市の関係で申しわけないんですが、部長とか課長がおいでになるときに、申しわけないんですが、清瀬市が、昨年3カ月で6万7,010キロからことしは何か7,480キロと、約8分の1ぐらいでしょうかね、9分の1ぐらいですかね、かなり減っているんですが、粗大ごみは各市有料だと思うんです。東久留米市も有料です。一般ごみは、清瀬市は有料、西東京市は有料、東久留米市はまだ無料です。管理者というか、東久留米市長は今度どういうふうにするかわかり

ませんけれども、この中で大きな要因がもしわかったら伺いたいと思います。

○議長（森田正英） 答弁の前に。発言の取り消しが小山議員からありましたので、議長においてこれを処理することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。

それでは、答弁をよろしくお願いします。

○資源推進課長（佐藤元昭） 最初に御質問のありましたエル企画です。とりあえず成果のほうですけれども、当初想定しました所沢周辺の都市銀行4行に対して差し押さえを実行いたしました。三井住友銀行所沢支店、みずほ銀行所沢支店、三菱東京UFJ銀行所沢支店、同所沢中央支店に対して差し押さえを実行いたしまして、7月30日付で行ったんですけども、結果といたしまして、三井住友銀行所沢支店の普通預金に410円ありました。現在、とりあえず差し押さえしています。今後、その410円をどうするか。回収するのかどうかというのは、まだ決定はしていません。

会社の状況なんですけども、預金等を調べるというのも個人情報等があるので申告等になってしまうと思いますので、確かな数字ということがわかるのは難しいのかなと思います。また、ネット等で業者のことを確認できるのではないかというお話ですけども、随分前に上田議員からお話があって調べた経過があるんですけども、年間何十万というかなりの金額が、登録しないと情報を教えてもらえないみたいなので、その辺で、現状足踏みをしているところでございます。

また、粗大ごみの搬入量の関係ですけども、清瀬市が前期と比べて60トン減少しているという件でございますが、こちらは、ほかの2市でもやっていると思うんですけども、柳泉園組合に搬入する前に清瀬市が独自で選別、解体等して有価物は処分し、有価物でないものを柳泉園に持ってくるという形になった成果で60トン減っていると。それを始めたのが今年度からということですので、4月1日からそういう状態になっております。

○管理者（馬場一彦） 清柳園の件であります。清柳園には、7月30日に現地に私自身参りまして状況を確認させていただきました。そして、率直にその感想はということではありますが、建物は、議員がおっしゃるような状況でありますので、危険性等も確かにそういう意味ではあるのかなということも認識しました。ただ、清柳園の歴史的な経過ですとか、いわゆる地域の状況、そういったものなどさまざまな件を考えると、今後のことについては、正直申し上げて、非常に難しい状況であるという認識を持ちました。ただ、難し

い状況であるというだけでは今後進みませんので、清柳園のことについては、今後管理者会議等で議論していく必要性は、当然、議員、御指摘のようにあろうかと思いますが、ただ、議論したとしても、具体的にその方策ですとか、それを裏づけるような財源というものもやはり考えなければいけないということでありまして、やはりすぐにこれに対してこうするという結論はなかなか難しいのではないかというのが、率直な現時点での感想であります。

○助役（森田浩） 東村山市への広域支援の関係でございますが、東村山市が平成22年度、平成23年度におきまして焼却施設の延命化を図る大規模改修を行うと、そのことによりまして、柳泉園組合にその間のごみの焼却を支援してほしいというお話がございました、柳泉園内部で事務的に検討した段階におきましては、今回東村山市が考えられている広域支援につきましては、広域支援要綱の第16条に規定してございます「あらかじめ計画された改修工事等においては、広域支援の協力が必要な事態である」という規定がございますので、それに基づきまして支援することについては適切であるという内部的な見解は今持っているところでございます。ただ、前回の議会におきまして、上田議員より御請求のありました東村山市との以前の経緯、以前の経緯といえますか、柳泉園のクリーンポート等の建設時における、その際の柳泉園と東村山市との経過につきましては、それはそれとして資料として提出させていただきましたが、今回の広域支援につきましては、その要求された資料の内容とは別な問題としてとらえているところでございます。

○技術課長（涌井敬太） 焼却残渣の件でございます。行政報告13ページの表13をごらんいただきたいと思っております。

こちら焼却残渣は2段書きにさせていただいております、上が柳泉園組合分、下が多摩川衛生組合分の記載をさせていただいております。合計の欄を見ていただきますと、柳泉園組合分としましては224万5,620キログラム、昨年同期が216万5,610キログラムでございますので、多摩川衛生組合分を除いても若干ふえてございます。御指摘のとおりでございます。

○1番（小山慣一） それぞれ御答弁ありがとうございました。

1番目については、昨日おいでになった。前社長というんですか、もともとの原因の社長がいらしたということで、私から言わせていただくと、もう開き直っている。言葉は悪いんですが、そんなふうにとらえました。成果はなかなか上げられない。それから、預金が410円。あと、不動産、動産、例えば機械とか、会社の売り上げがどうなっているか

といっても人件費がかなり食われていて厳しいかもしれません。そんな中であっても、やはり公金で約1,000万円ですから、弁護士、それから担当者、今後の新社長とも含めて、御努力はしていただきたいと思います。たしか、私の記憶では、もう2年ぐらいでしょうか、この種の事務的なものはかなり長く、ある程度かかると思います。しかしながら、なかなか成果は厳しいと思いますけれども、引き続き御努力をいただきたいと思います。

それから、2番目の清柳園の関係です。早速現地に行ってください、管理者は、現地を見たら少しかばかりかという感じかな。まさか、これが遺跡にいいとは思っていないと思うけれども、今後、管理者等、会議等、費用面とか含めて、これも課題としてぜひ考えていただきたいと思います。

それから、秋水園というんですか、東村山市の関係ですが、よくわかりました。大々的に改修したので、当分の間、現在しているんですかね、例えば柳泉園みたいに30年、40年たったやつを新クリーンポートで、こういうふうに新しく新炉をというのではなくて、多分大々的に改修ということですから、この辺のところは、先ほどの資料の平成6年12月ですか、いわゆるこの柳泉園では東村山市は一切受け入れないんだということです。ただ、広域的な支援、こういう改修とか、故障だとか、そういったときには受けるんだということなので、この辺のところもわかりました。

ただ、私が小金井市の受け入れのとき、そして今回、多摩川衛生組合の1カ月、1,635トン、これを収入にいたしますと、トン4万9,000円ですか、そうすると、多分7,000万円、8,000万円の収入になるんです。柳泉園は105トンが3炉で315トン稼働できる。ただ、1炉は予備として循環して炉を使っていくから、全部パンパンに処理してしまうと、多少余裕がなければいけないということなんですが、私は、広域的というんですか、どんどん受け入れて、柳泉園の収入がふえるわけですから、それで機械の故障がなければ、やはり積極的に受け入れていくべきだなと特に感じました。

それから、粗大ごみの最後の質問なんですが、この辺のところはわかりました。清瀬市独自ですばらしい。七十何キロとかおっしゃっていましたが、この表を見ると、6万7,010キロから7,480キロですから、かなりね。私の目の違いなのかな。間違いありませんね。6万7,000から7,400ですか、昨年同期3カ月とことしの3カ月を比べて。これはすばらしく、多分8分の1ぐらいになっているのではないかなと思うんですが。そんなふうに感じました。いずれにしても、懸案事項が2点、そのほか二、三点質問いたし

ました。

ところで、ことし12月でしょうか、きょうも西東京市の議員が3名いらっしゃいますけれども、来年4月が清瀬市、私どもも、たしか統一地方選挙なんですね。そうすると、9人の議員もかわるとか、大分あろうかと思います。第3回、第4回があって、来年の2月は第1回定例会です。そういう面では、あと2回ぐらい。きょう入れないであと2回ぐらいしかないの、懸案事項、それから契約の検討委員会だとか、いろいろな課題が多いかと思いますが、ぜひ、1つ1つクリアしていただきたいと思います。特に再質問はいたしません。

○議長（森田正英） ほかに御質疑ございますか。

○3番（上田芳裕） 質問ではなくて、少し議事進行ということでお願いしたいんです。

先ほど原議員から多摩川衛生組合の話が出ました。少し資料要求して、ぜひ提出していただきたいんですが、多摩川衛生組合というのは有害ごみを焼却実験を行っていたと、しかも、その有害ごみ焼却試験実施要綱をつくって、多摩川衛生組合は持っている、しかし、これは議会には一切報告されていないと、こういうことですね。しかも、答弁の中で、有害ごみの焼却残渣は最終処分場が受け入れてはいないということです。最終処分場の受け入れ条文、それと多摩川衛生組合の焼却試験実施要綱書、それからなぜ議会に報告されていないのか、議会に報告されていないということは議員が知らないということだと思えるんですけども、その辺の関連の資料を全部提出していただければありがたいと思っています。なぜならば、原議員も先ほど心配されておりましたけれども、少なくとも、多摩川衛生組合のごみを受け入れたという1つの経過が事実としてございます。柳泉園組合はそういうことはありませんよと言っていますけれども、今後のこともありますので、少し詳細にわたって確認をしておきたい、またその必要があると、そういうふうに思いますので、ぜひ資料を提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森田正英） ただいま資料の請求がありましたが、これについて。

○助役（森田浩） 他団体の関係でございますので、その点は多少制約があるのかなとは思いますが、努めて、できる資料につきましては最大限努力して集めさせていただいて、次回の議会には提出できるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○3番（上田芳裕） 今、助役がおっしゃったように、他団体のことですから、制約があるかもわからないとおっしゃっています。そのとおりでらうと思うんです。ただ、最終処分場にかかわる問題でもありますので、これはもう柳泉園組合もそうですし、きょうも各

関連市の市長も来ておりますけど、負担金を払っておりますので、当然条文に沿ってきちんとやっていますので、その条文も出していただきたいんですけども、そういう中で議会に報告されていないことがあったやに、原議員の話でありますので、私が確認しているわけではありませんけれども、そういうこともありましたものですから、ぜひひとつ、つまびらかに要求していただきたいと思います。それで、また何か言ったら言っていただければいいですから。議会でもたきちんとやりたいと思いますけれども。よろしく願います。

○議長（森田正英） ほかに御質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。
ここで暫時休憩をします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（森田正英） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（森田正英） 続きまして、「日程第5、議案第8号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第8号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係市において、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部が改正されました。当組合職員と関係市職員との均衡を保つため、関係市の改正内容に準じ、柳泉園組合においては、平成22年6月29日に本条例の一部改正を専決処分し、同日に公布いたしました。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） それでは、補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を改める必要が生じ、関係市においては、平成22年6月の第2回定例会において、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合においても、関係市との均衡を失することのないよう、その改正内容に従いまして、時間外勤務の制限、特別休暇の新設と所要の改正をする必要があり、また同法律の施行日が平成22年6月30日であることから、平成22年6月29日に専決処分をさせていただきました。

なお、本条例の改正につきましては、職員組合と6月28日に協定書を締結しております。

それでは、議案第8号の4枚目をお開きください。

柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表の1ページでございます。

第8条の2第1項ですが、配偶者の要件を規定したことなどにより、条文を整理したものでございます。

同条第1項の次に1項を加えました第2項ですが、仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、職員が3歳に満たない子を養育する場合、時間外の勤務を免除できるよう新たに定めたものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

2ページから3ページにかけて、第3項から第5項までですが、同条第1項の次に1項を加えたことにより、項番号を繰り下げ、条文を整理したものでございます。

次に、第11条第1項ですが、特別休暇に短期の介護休暇を新たに定めたことによる条文の整理でございます。

次に、4ページをごらんください。

第15条ですが、配偶者の規定を第8条の2第1項において整理したことにより、その規定を削るものでございます。

次に、5ページをごらんください。

第14条関係、特別休暇の一覧表でございます。別表2の9の項ですが、子の看護について、9歳に達した最初の3月31日までの間にある子が2人以上いる場合、休暇日数6日を10日とし、子1人の休暇日数5日の限度を廃止するものでございます。

次に、6 ページをごらんください。

別表2の19の項ですが、職員の仕事と介護の両立を支援するため、常態的には介護に携わっていない職員が、主に介護を行っている家族の病気などにより、その家族にかわって一時的に介護を行う場合、休暇日数を5日とし、要介護者が2人以上いる場合には、休暇日数を10日とする短期の介護休暇を新たに定めたものでございます。

本条例の施行期日は、平成22年6月30日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○4番（板垣洋子） これまで育児休暇と介護休暇を利用された実績がどうなっているのか教えてください。

○総務課長（新井謙二） 過去の実績でございますが、職員1名が育児休業を取得しております。今月の8月11日まででしたので、現在は育児休業を取得している職員はおりませんでした。育児休業しているときに臨時職員を配置し、対応させていただきました。

○4番（板垣洋子） 今の御報告で、介護休暇の報告がなかったということで、利用された方がないのかなというふうに認識したんですけれども、より使いやすい制度になったわけですので、周知の方法などをしっかりして、やはりこの職員の方も男性が多いんだと思いますけれども、条例でそこが改正されて、男性も積極的にかかわるような、できるようになっているので、丁寧に広報していただきたいと思いますけれども、そのあたりを1つだけお聞きします。

○総務課長（新井謙二） ただいまの御質問でございますが、職員の周知につきましては、各課長より担当職員に、そういったことで改正されたので育児休業などを取得するようということとは伝えてございます。

○4番（板垣洋子） わかりました。上司の方の理解がとても必要なことだと思いますので、当該職員もそうですけれども、上司の方もしっかりと制度を理解して、この制度が使いやすい職場の環境づくりに努めていただきたいということを申し述べて、終わります。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第8号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第 8 号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結し、これより議案第 8 号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員であります。よって、議案第 8 号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案のとおり承認されました。

○議長（森田正英） 「日程第 6、議案第 9 号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第 9 号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係市において、職員の育児休業等に関する条例の一部が改正されました。当組合職員と関係市職員との均衡を保つため、関係市の改正内容に準じ、柳泉園組合においては、平成 22 年 6 月 29 日に本条例の一部を改正をし、専決処分をし、同日に公布いたしました。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） それでは、補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例を改める必要が生じ、関係市においては、平成 22 年 6 月の第 2 回定例会において、職員の育児休業等に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合においても、関係市との均衡を失することのないよう、その改正内容に従いまして所要

の改正をする必要があり、また同法律の施行日が平成22年6月30日であることから、平成22年6月29日に専決処分させていただきました。

なお、本条例の改正につきましては、職員組合と6月28日に協定書を締結しております。

それでは、議案第9号の4枚目をお開きください。

柳泉園組合職員の育児休業に関する条例の新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条ですが、育児休業法が改正され、引用規定が整理されたことにより、条文を整理したものでございます。

第2条第5号及び第6号ですが、職員の配偶者が育児休業取得の有無にかかわらず職員は育児休業を取得することができることとなったため、育児休業をすることができない職員と規定されている第5号及び第6号を削るものでございます。

第2条の2ですが、育児休業法の第2条第1項ただし書の条例で定める期間として、子の出生の日から8週間を経過する日の翌日とすることを新たに定めたものでございます。

次に、2ページをごらんください。

第3条第1号ですが、第5条第1号及び第2号の規定が削られたことにより、条文を整理したものでございます。

同条第3号ですが、職員が負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により育児休業を取り消された後、子を養育することができる状態に回復した場合、再度育児休業ができる特別な事情として追加されたものでございます。

同条第4号ですが、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児休業をした後、3カ月以上経過した場合、再度育児休業ができる特別な事情として追加されたものでございます。

同条第5号ですが、育児休業法が改正されたことにより、文言を整理したものでございます。

次に、3ページをお開きください。

第5条ですが、職員以外の子の親が養育することとなった場合、育児休業の取り消し事由に当たらないと改めたことにより、条文を整理したものでございます。

第8条ですが、職員の配偶者が育児休業取得の有無にかかわらず職員は部分休業を取得できることに改められ、非常勤職員に関する規定が整理されたものでございます。

次に、4ページをごらんください。

第9条ですが、部分休業を承認するに当たり、「職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間」という規定を削り、条文を整理したものでございます。

本条例の施行期日は、平成22年6月30日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

続いて、これより議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。それでは、討論を終結し、これより議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員であります。よって、議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案のとおり承認されました。

○議長（森田正英） 「日程第7、議案第10号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第10号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、多摩川衛生組合の可燃ごみを受け入れたことにより、歳入歳出予算をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額31億1,445万1,000円に対し、歳入歳出それぞれ8,011万5,000円を追加し、予算の総額を31億9,456万6,000

円とさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の規定に基づき、平成22年6月30日に多摩川衛生組合と可燃ごみ処理委託の契約を締結したことにより調整させていただく内容でございます。

初めに、2ページから3ページにかけて記載の「第1表 歳入歳出予算補正」は、款項の区分における予算の補正でございます。歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額の調整をお願いするものでございます。

次に、7ページをごらんください。

7ページから9ページにかけて記載の「歳入歳出補正予算事項別明細書」でございますが、1、総括につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、10ページをごらんください。

10ページから11ページにかけて記載の2、歳入でございますが、款6諸収入、項3受託事業収入、目1受託事業収入、1節受託事業収入は、8,011万5,000円の増額でございます。ごみの受け入れ期間は2カ月間という予定でしたが、多摩川衛生組合では施設の復旧が進み、運転を再開したことにより、1カ月間の受け入れ期間となりました。受け入れ日数は22日間で、受け入れ量は1,635トン、20キログラムとなりました。受け入れ単価は、トン当たり4万9,000円でございます。

次に、12ページをごらんください。

12ページから13ページにかけて記載の3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、19節負担金、補助及び交付金は、98万2,000円の増額でございます。説明欄に記載する東久留米市環境整備負担金でございます。受け入れ単価4万9,000円には、東久留米市環境整備負担金として、トン当たり600円が含まれておりますので、環境整備負担金の追加分として東久留米市へ支払うものでございます。

次に、款5予備費の7,913万3,000円の増額は、本補正に伴う財源調整でございます。

なお、予備費の増額分につきましては、今後、可燃ごみ処理において掛かり経費に不足

を生じた場合充当いたしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第10号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより議案第10号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算に対する討論をお受けいたします。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結いたします。

これより議案第10号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員であります。よって、議案第10号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

○議長（森田正英） 続きまして、「日程第8、平成22年度柳泉園組合行政視察の実施について」を議題といたします。

本件については、事務局より説明をいたさせます。

○総務課長（新井謙二） 平成22年度柳泉園組合行政視察について御説明申し上げます。

平成22年度柳泉園組合行政視察（案）についてと題した書類をごらん願います。

1の視察目的につきましては、記載のとおりでございます。

2の視察先につきましては、大田区城南島にある民間のリサイクル施設2カ所でございます。初めに視察する株式会社リサイクル・ピアは、建築物の新築、解体工事等から発生する建築混合廃棄物であるがれき類、廃プラ及び木くず等のマテリアルリサイクルを行っている施設で、受け入れ能力は1日に約960トンでございます。次の株式会社フューチャー・エコロジーは、廃パソコン等電子機器類の補修、整備後、リユース販売や電気機

器類を解体し、再資源化するため、基盤、プラ及び鉄類等に選別などを行っている施設で、処理能力は1日に約36トンでございます。

3の実施日及び行程につきましては、10月22日（金）、借り上げバスを使用した日帰りで、午前9時45分に柳泉園を出発し、12時ごろから昼食休憩をした後、午後1時から株式会社リサイクル・ピアを隣接している株式会社フューチャー・エコロジーとそれぞれ1時間程度視察いたしまして、午後3時過ぎに出発し、午後5時ごろ柳泉園に帰着する予定でございます。

4の参加人数につきましては、記載のとおり22名を予定しております。

説明は以上でございます。

○議長（森田正英） これより行政視察に対する質疑をお受けいたします。

○5番（保谷清子） 視察の目的についてですけれど、これを読ませていただきますと、「今回の行政視察は、柳泉園組合のごみ処理形態とは異なるが、このような取り組み状況を理解することで、今後の事務事業に反映できればと考える」とありますけれど、全体的なことを見ることは大変重要だと思いますけれど、今後の当組合の事業に反映できればと考えているというこの点につきましては、具体的なことはどのような想定をしていらっしゃるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○総務課長（新井謙二） 今回の視察につきましては、視察目的はここに記載のとおりでございますが、今の柳泉園の現状を申し上げますと、大きな改修等は予定してございませんが、懸案事項であります粗大ごみ処理施設の改修などは懸案事項としてございますが、今回特にここに行くことによって、柳泉園が現在問題となっているということはございません。

○5番（保谷清子） それでは、具体的なことで、こちらの柳泉園組合の事務事業がこれを視察して何らかの反映というんでしょうか、それについては、具体的なことはないということを考えていらっしゃるということで、もう1回少し確認したいんですが、よろしいんでしょうか。

○総務課長（新井謙二） 特に具体的なところはないんですが、こういった施設を視察することによって、やはり幅広く勉強したいなという考えではございます。

○5番（保谷清子） 具体的な事業の反映は考えられないというところですけど、そうしましたら、例えばもう少しこの柳泉園組合の事業にも反映できるし、直接の前進のため

に役立つようなものを視察に選ぶということも考えられると思うんですけど、これを視察目的に提案されたということは、他に視察の適当な場所がなかったということなのでしょう。

○助役（森田浩） 毎年視察させていただいているんですけども、いろいろ本当に事務局として視察場所に苦慮しているのが実態でございます。といいますのは、焼却施設をとった場合には、この柳泉園組合はどちらかというと先進的な施設でございます、新しいものですから、むしろ見学させていただきたいというほうが多い。そういう中にありまして、柳泉園といたしまして、先ほど少し総務課長からも答弁させていただきましたが、当面の課題といたしましては、このリサイクル関係、粗大ごみの施設が老朽化してしまっていて、当面の柳泉園の課題といたしましては、そこを今後どのような形で改修していくのか、また運営していくのかということが大きな課題の1つになっておりますから、その辺のことに少しでもお役に立てればということで、ここを選定させていただいたというのが主な要因でございます。

○5番（保谷清子） リサイクル施設が老朽化しており、今後の改修にもこれが参考になるのではないかとということも含まれているということで、わかりました。行政視察については、それでしたら、私たちからも意見を求めるとか、何らかの方法もあるかと思っておりますので、そういうことも提案させていただいて終わりたいと思います。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。平成22年度柳泉園組合行政視察につきましては、ただいまの報告のとおり実施いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。

それでは、以上のとおり決しました。視察に対して御参加のほどよろしく願いいたします。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成22年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 1時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 森 田 正 英

議 員 原 まさ子

議 員 西 上 ただし